

令和6年度青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場臨時会での主な意見

- 1 日時 令和6年9月24日（火） 14時～15時30分
- 2 場所 青森市総合福祉センター2階 ふれあいの館 大会議室
- 3 出席者 青森市障がい者自立支援協議会(障がい児部会)委員 5名
青森圏域町村職員(平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村) 4名
招聘者(圏域アドバイザー、医療的ケア児の家族) 4名
事務局 9名
計22名

4 主な意見

招聘者A氏

- 青森県の療育センターに対する対応は「言い訳」を並べているだけであり、あすなろとさわらびが民間企業であれば完全に破綻している。
- 宮下知事は公約で医療的ケア児への支援を掲げていたが、現在の進め方は逆行しているようなイメージを持つ。
- 現在は県がやらないことを民間が担っており、本来は民間がやれないことを県がやらなければいけない。
- 県立の療育センターが民間より劣っているため利用者が減少している。
- 医療型短期入所を民間に任せるのではなく県が自ら取り組むべき。
- 統合新病院設立のチャンスを活かし、県立医療療育福祉センターを復活させ、秋田県立医療療育センター以上の規模で整備することを目指すべき。

招聘者B氏

- 過去に県へ確認したことがあり、療育センターでの医療の復活は選択肢に入れていないという印象を受けた。
- 他県では県内に療育センターが1箇所しかないが、青森県では3箇所に分かれていることが家族にとって通いやすいという意見もある。
- 呼吸器を使う医療的ケア児の入院リハビリについて、あすなろは24時間の付き添いを求めており、親の離職防止のためにも医療環境の改善が急務。
- 医師が常駐しない介護老人保健施設において、県の求めに応じて医療型短期入所を開設している一方で、県立のあすなろでは医師が常駐していないという理由で医療的ケア児の受け入れを拒否していることが疑問。
- 統合新病院の設立議論に関して、県は医療的ケア児の支援体制に焦点を当てるべき。

委員C氏

- 医療的短期入所において、青森病院から人手が足りないという理由で断られるケースがあり、対応できない理由を並べるよりも改善策を探る必要がある。
- あすなろの利用者が減少している理由をもっと深く検討し、ニーズに応じた対応が必要。

委員D氏

- 発達障がいには、医療と福祉の両面で相談できる場所が必要であり、特に県立としての医療も一緒にある療育センターの役割は重要。
- 医ケア児支援法で医療的ケア児支援センターの設置が求められたことを機に、医療的ケア児のみならず発達障がい児など様々な障がい児に対する医療支援を強化すべき。
- 県内3箇所の療育センターに全ての医療機能を配置しなくても、各圏域の拠点となる療育センターを設置し、上手く連携し合いながら、県内を総合的に見たときに全てが揃っているような形がいいのではないかと。

委員E氏

- 障がい児支援には、医療・福祉だけでなく、教育の視点も重要。
- 特別支援学校は、療育センターや青森病院、県病に密接している現状を踏まえ、再編には教育環境を含めた議論が必要。

委員F氏

- 県は現在療育を十分に提供できておらず、特に専門的な療育が欠如している。
- 東京都では、満1歳から母子入園が始まり、就学まで年齢毎にクラスを持って療育が受けられる。青森県でも専門的な療育が受けられるような体制を整えるべき。

委員G氏

- なぜ療育センターから医療が消えてしまったのか。色々な意味で医療の連携は外すことができない部分であり、医療、福祉、教育、総合的な連携と、療育をしながら、トータルで発達支援を確保していくことが重要。